

## 不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:水道部業務課 No.004

処 分 名	水道料金等を免れた者に対する過料
処 分 の 概 要	市長は、不正に水道料金等の徴収を免れた者に対し、過料を科します。
根拠条例等・条項	春日部市水道事業給水条例（平成 17 年 10 月 1 日条例第 202 号）第 41 条
処 分 基 準	処分の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令又は条例等の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
備 考	

根拠条例及び  
関係例規等の抜粋

■春日部市水道事業給水条例

(料金等を免れた者に対する過料)

第 41 条 市長は、詐欺その他不正の行為により、第 26 条の料金又は第 32 条の手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)以下の過料を科する。